

## 過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分の審査を同一月 に行う処理（同月過誤処理）の取扱いについて

### 1 処理概要

実地指導及び監査等による返還金の精算により一度に多数の過誤申立を行った場合、過誤処理による取下額（すでに事業所等に支払った介護給付費の返還額）が当月の審査支払額を上回り、支払決定額がマイナスとなるケースがあります。（取下額が多い場合、翌月以降もマイナス額が繰越され複数月に渡ってマイナスとなることもあります。）

このようなケースを救済するために、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分の審査を同一月に行うことでの、差額分だけの調整を行い、事業所の負担を軽減します。

### 2 処理の流れ <5月に過誤調整を行った場合の例>

#### (1) 通常過誤処理

4月	5月	6月	7月
①  サービス提供	請 求  過誤調整（-）	支払（入金）	過誤調整額が請求額を上回ると、 支払額がマイナスになってしまいます。
	②  サービス提供	請 求  再請求（+）	支払（入金）

\* ①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に当該過誤処理分の再請求を行います。

#### (2) 同月過誤処理

4月	5月	6月	7月
①②  サービス提供	請 求  過誤調整（-）  再請求（+）	支払（入金）	

\* 過誤調整と再請求を同一月に行います。

### 3 処理の手順

#### (1) 保険者への連絡及び提出書類

同月過誤処理を行う旨を保険者へ連絡し、同意を得てください。

次に、対象となる請求を全て抽出し、過誤申立書（保険者によって様式は異なります）を提出してください。

#### (2) 国保連合会への連絡及び提出書類

上記の保険者への連絡などが終了した後、国保連合会へ同月過誤処理を行う旨を連絡してください。次に、同月過誤処理依頼書と過誤対象者一覧表（合計表と内訳書）を作成し、提出してください。過誤処理が行われる月の前月末までに提出をお願いします。

その後、再請求分の請求明細書情報を作成し、過誤処理が行われる月に必ず提出してください。提出期限は通常の請求と同様です。

### 4 実施上の注意点

- (1) 再請求分は、通常の請求と同じ請求方法で提出してください。
- (2) 県外保険者分及び対象件数が少ない県内保険者分については、出来る限り通常の過誤処理としてください。
- (3) 正確に処理が行われるよう、保険者及び連合会と十分に連絡を取ってください。
- (4) 同月過誤処理を行う月には、修正の給付管理票は提出できません（返戻となります）。